



発行 東京都

目次

121

規程（下水）

- 東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………一
- 東京都下水道局職員の仕事災害補償等に伴う付加給付に関する規程及び東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 労働者災害補償保険法の適用を受ける下水道局職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規程の一部を改正する規程……………四
- 東京都下水道局職員の公務災害等に伴う見舞金に関する規程の一部を改正する規程……………五

規程（下水）

●東京都下水道局管理規程第三十八号

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局文書管理規程の一部を改正する規程

東京都下水道局文書管理規程（平成十六年東京都下水道局管理規程第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項第二号中「受領印を徴した」を「受領した職員名を記載させた」に、

「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改め、同項第三号中「文書主任の確認印を押す」を「開封した職員名を記載させる」に改める。
第十八条第二項第一号中「受領印を徴した」を「受領した職員名を記載させた」に改める。

第三十九条第三項中「場合」の下に「（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）」を加え、同項各号を次のように改める。

一 庁内文書その他の公文書（庁外に対し発信する公文書（以下「庁外文書」という。）を除く。）

二 庁外文書のうち、国、地方公共団体、都が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）又は条例第十六条第一項に規定する出資等法人に対し発信する公文書（重要なものを除く。）

三 庁外文書（前号に該当するものを除く。）のうち、軽易な公文書別記第一号様式中

記号先・受領者印 を 記号先・受領者 に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局文書管理規程別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第三十九号

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程（昭和三十七年東京都下水道局管理規程第十五号）の一部を次のように改正する。
別記様式第二号(表)中

月 間 計	時間 分	支給額計(○)		時間 分
		円	円	
		取扱者等認印		
		課長	代理	
月 間 計	時間 分	支給額計(○)	円	時間 分

改め、「㊦」を削り、同様式(表)中㊦6を㊦7とし、㊦5の次に次のように加える。

6 給与減額の対象となるべき事実、特殊勤務手当の支給の有無及び特殊勤務手当に係る減額時間数に係る記入内容については、所属課長及び課長代理が確認を行うこと。

別記様式第二号の「㊦」氏名印 「㊦」氏名

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第11条の2第1項に規定する給与の減額の免除基準表第 号の規定に基づき、給与の減額の免除を承認する。

年 月 日

職 氏名 ㊦

年 月 日受理	取扱者等認印		
	部(所)長	課長	課長代理

年 月 日受理

東京都下水道局企業職員の給与に関する規程第11条の2第1項に規定する給与の減額の免除基準表第 号の規定に基づき、給与の減額の免除を承認する。

職 氏名

改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 承認に当たっては、事前に取扱者等が記入内容の確認を行うこと。

別記様式第三号(表)「㊦」や「㊦」決定年月日・印」や「決定年月日」

別記様式第四号(表)中

命令者 命 令 者 印

命令者 命 令 者

命 令 者 の 印	命 令 者																			
	課 長																			
	代 理 職 員																			

を

確 認	命 令 者																			
	課 長 代 理																			

に改め、同様式(裏)中

1 この規程は、公布の日から施行する。

附 則

命 令 者 の 印	命 令 者																			
	課 長																			
	代 理 職 員																			

を

確 認	命 令 者																			
	課 長 代 理																			

に改める。

命
令
者
の
印

に

命
令
者
の
印

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局企業職員の給与に關する規程別記様式第三号及び様式第四号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第四十号

東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に關する規程及び東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に關する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に關する規程及び東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に關する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

第一条 東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に關する規程(昭和四十三年東京都下水道局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中

請求者の住所
氏 名

改め、「**四**」を削る。

別記第二号様式中

請求者の住所
氏 名

改め、「**四**」を削る。

第二条 東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に關する規程の一部を改正する規程(昭和五十三年東京都下水道局管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

別記附則第一号様式中

請求者の住所
氏 名

改め、「**四**」を削る。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に關する規程及び東京都下水道局職員の公務災害補償等に伴う付加給付に關する規程の一部を改正する規程の様式(この規程により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第四十一号

労働者災害補償保険法の適用を受ける下水道局職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に關する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

労働者災害補償保険法の適用を受ける下水道局職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に關する規程の一部を改正する規程

労働者災害補償保険法の適用を受ける下水道局職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に關する規程(昭和六十一年東京都下水道局管理規程第十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式(表)中「**四**」及び「**四**」を削り、同様式(裏)中

- 「1 算定根拠及び給付基礎日額は、労働基準監督署へ提出した休業補償請求書又は休業給付請求書と同一根拠及び同額となる。
- 2 労働者災害補償保険法第12条の8に基づいて休業補償給付又は第21条に基づく休業給付の支給を決定したことを証明することができる書類を添付する場合は、医師の証明欄中医師の証明印は、必要としない。」

「算定根拠及び給付基礎日額は、労働基準監督署へ提出した休業補償請求書又は休業給付請求書と同一根拠及び同額となる。」に

改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の労働者災害補償保険法の適用を受ける下水道局職員の公務災害等に伴う休業補償等の支給に関する規程の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

●東京都下水道局管理規程第四十二号

東京都下水道局職員の公務災害等に伴う見舞金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十月三十日

東京都下水道局長 和賀井 克 夫

東京都下水道局職員の公務災害等に伴う見舞金に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局職員の公務災害等に伴う見舞金に関する規程（昭和四十六年東京都下水道局管理規程第三十六号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「④」及び「⑤」を削り、

係名	氏名
----	----

を

氏名

に改め、「3 提出部数は、正副2部を提出する

こと。」を削る。

別記第二号様式中「④」を削る。

別記第三号様式中「④」及び「⑤」を削る。

別記第四号様式中「④」を削り、「年 月 日付」を「年 月 日付け」に改める。

別記第五号様式中「年 月 日付」を「年 月 日付け」に改め、「④」を削る。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都下水道局職員の公務災害等に伴う見舞金に関する規程の様式（この規程により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

